

令和2年度指定管理者評価委員会の結果について

当市場の指定管理者である大阪府中央卸売市場管理センター(株)の市場の管理運営状況については、指定管理者と施設所管課である大阪府が評価項目ごとに S(優良)～C(要改善)による4段階で評価した内容を、毎年度「大阪府中央卸売市場指定管理者評価委員会」において報告し、指摘・提言をいただいている。

令和2年度の評価委員会では、指定管理者による収入の確保やコスト削減などの経営努力により生み出した利益を含め、修繕費や市場活性化事業へ積極的に投資するなど、市場の活性化と経営の効率化に大きく寄与していることから、引き続き高い評価を得ており、評価の結果は、以下の評価総括表のとおりである。

【大阪府中央卸売市場指定管理者評価委員会】

- 設置根拠 大阪府中央卸売市場業務規程、大阪府中央卸売市場指定管理者評価委員会規則
- 委員会委員 5名(公認会計士、弁護士、学識経験者3名)
- 開催日 令和3年3月4日

【評価総括表】

評価項目		H29	H30	R1	R2
I 提案の履行状況に関する項目	①施設の設置目的及び管理運営方針	A	S	S	S
	②平等な利用を図るための具体的手法・効果	S	S	S	S
	③利用者の増加を図るための具体的手法・効果	A	A	A	A
	④サービスの向上を図るための具体的手法・効果	S	S	S	S
	⑤施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	S	S	S	S
	⑥府施策との整合	S	S	S	S
II 更なるサービスの向上に関する項目	①利用者満足度調査等	A	A	A	<u>S</u>
	②その他創意工夫	A	A	<u>S</u>	S
III 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項	①収支計画の内容、適格性及び実現の程度	A	A	<u>S</u>	S
	②安定的な運営が可能となる人的能力	A	A	<u>S</u>	S
	③安定的な運営が可能となる財政的基盤	S	S	S	S

※ 評価は、S(優良)、A(良好)、B(ほぼ良好)、C(要改善)の4段階評価とする。

S：計画を上回る優良な実施状況

A：計画どおりの良好な実施状況

B：計画どおりではないが、ほぼ良好な実施状況

C：改善を要する実施状況